



平成25年 5 月 1 6 日

各 位

会社名 高木証券株式会社
代表者名 取締役社長 吉原康夫
(コード番号 8625 東証・大証第二部)

取締役に対する株式報酬型ストックオプション(新株予約権)の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社取締役(社外取締役を除く。)に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額および具体的内容に関する議案を、平成25年6月27日開催予定の第97回定時株主総会に付議することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 取締役の報酬として新株予約権を割り当てる理由

当社は、取締役に対する報酬制度に関して、当社の業績と株式価値との連動性をより一層強固なものとし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期に継続した業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的として、当社の取締役に対し、株式報酬型ストックオプションを新たに導入するものであります。

2. スtockオプションとしての新株予約権の具体的内容

当社の取締役の報酬は、平成18年6月29日開催の第90回定時株主総会決議において、年額7億円以内とする旨ご承認いただき今日に至っておりますが、この報酬の枠内で株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を年額1億円以内で付与するものであります。

本新株予約権の具体的内容は以下のとおりであります。

(1) 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。なお、本議案の決議日(以下、「決議日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割り当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併

合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

また、上記の他、決議日後、当社が合併、会社分割または株式交換を行う場合およびその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

当社普通株式 500,000 株を、各事業年度にかかる当社定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数の上限とし、付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に下記新株予約権の総数を乗じた数を上限とする。

(2) 新株予約権の総数

500 個を各事業年度にかかる当社定時株主総会の日から1年以内の日に割り当てる新株予約権の上限とする。

(3) 新株予約権の払込金額（発行価額）

新株予約権1個当たりの払込金額（発行価額）は、新株予約権の割り当てに際して算定された新株予約権の公正価額を基準として当社取締役会で定める額とする。

また、割り当てを受ける者は、金銭による払い込みに代えて、当社に対して有する報酬債権と新株予約権の払込債務とを相殺する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から30年以内の範囲で、当社取締役会で定める期間とする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役、執行役員、経営役、理事および参与のいずれの地位をも喪失した時点以降、新株予約権を行使することができるものとする等、新株予約権

の行使の具体的条件については、新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定めるものとする。

(8) 新株予約権のその他の内容等

新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定めるものとする。

※ なお、当社の取締役を兼務しない執行役員、経営役、参与に対しても、同一の新株予約権を発行する予定であります。

以 上

(お問合せ先)	役職名	総務企画部長
	氏 名	久 保 良 一
	T E L	06 -6345 -1225